

調布市子ども発達センター利用者管理システム更新に係る  
事業者選定プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名 調布市子ども発達センター利用者管理システム更新に係る事業者の選定

(2) 業務の目的

子ども発達センターで使用している利用者管理システムの更新にあたり、業務効率向上及び市民サービス向上のため、価格のみによらず、専門性、技術力、企画力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な製品を選定する。

(3) 業務内容

「子ども発達センター利用者管理システムに係る調達仕様書」（以下「仕様書」という）参照

(4) 業務（履行）期間

「仕様書」参照

2 予算（提案上限価格）

12,652,200円（消費税相当額含む。）

(1) 年度別内訳

ア 令和5年度 210,870円（税込）（1か月分）

イ 令和6～9年度 各年度 2,530,440円（税込）（12か月分）

ウ 令和10年度 2,319,570円（税込）（11か月分）

(2) 費用内訳

ア 導入製品のリース費用（システム使用料、システム構築関係費用及び現行システムからのデータ移行費用を含む）

イ ハードウェア保守費用

ウ ソフトウェア保守費用（運用支援に係る費用を含む）

(3) 契約方法

本プロポーザルによって選定されたハードウェア及びソフトウェアについて、製品指定をしたリース契約（保守業務を含む）の競争入札を行う。その結果、落札したリース会社を通じて5年間の長期継続契約を行うことを予定している。

(4) 1月あたりのリース料（税込）の計算について

ア 計算方法

以下の計算式により、計算すること。

1月あたりのリース料（税込） = {導入製品の本体価格（システム使用料、システム構築関係費用及び現行システムからのデータ移行費用を含む）×リース料率+ハードウェア保守費用+ソフトウェア保守費用（運用支援に係る費用を含む）} ×1.10（消費税率）

#### イ 見積もり時の注意事項

・リース料率は、1.83%として計算すること。なお、リース料率をかけて算出された数字について、十の位の数字を四捨五入して計算すること（具体的な計算方法は、ウを参照）。

・現行システムからのデータ移行費用については、現行システムの保守会社（株式会社日本システムブレーズ）から見積もりを徴取すること。

【株式会社日本システムブレーズ 所在地：東京都台東区浅草橋一丁目9番16号 日東ビル5階 連絡先：03-3861-1121】

#### ウ 計算方法の具体例

下記の想定の場合は、以下のとおり計算し、210,760円となる。

・導入製品の本体価格（システム使用料，システム構築関係費用及び現行システムからのデータ移行費用を含む）：8,010,000円

・ハードウェア保守費用（月額）：30,000円

・ソフトウェア保守費用（運用支援に係る費用を含む）（月額）：15,000円

$8,010,000 \times 0.0183 = 146,583 \rightarrow$ 十の位の数字を四捨五入 $\rightarrow$ 146,600

$(146,600 + 30,000 + 15,000) \times 1.10 = \underline{210,760}$

#### (5) その他

本事業は、5か年の長期継続契約であるが、契約年度の翌年度以降は、予算の減額又は削除があった場合、契約変更等の可能性がある。

### 3 支払方法

60か月の長期継続契約として締結し、月額均等払いとする。

### 4 実施形式 公募型プロポーザル方式

### 5 参加資格

参加事業者は、申込時に次に掲げる条件を全て満たすものとする。なお、申込に当たっては、提出された書類の記載事項に虚偽があってはならない。

(1) 調布市での競争入札参加資格を有していること。

（営業種目：情報処理業務）

(2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

(4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

- (5) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱(平成 25 年調布市要綱第 8 号)による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づく事業協同組合にあつては、その構成員が本件に参加していないこと。
- (7) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本件に参加していないこと。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 他自治体において児童福祉に係るシステムの導入実績があること。
- (10) 国際標準規格である ISO/IEC27001 の認証を取得していること。

## 6 候補者決定方法

以下(1)～(3)の審査を順に行い候補者を決定する。

- (1) 本プロポーザルに応募した事業者に対し、本実施要領(以下「要領」という。)7(2)により提出された参加申込書等により審査を行う。(参加資格審査)
- (2) (1)により参加資格を満たした事業者に対して、要領 9 により提出された企画提案書等により審査を行う。(一次審査)
- (3) (2)による審査を通過した事業者に対して、要領 10 によるプレゼンテーション及びデモンストレーション審査を行う。(二次審査)

## 7 募集内容

### (1) 募集方法

要領 11 実施日程(以下「日程」という。) (2)から調布市ホームページに掲載する。

### (2) 申込方法及び期間等

本プロポーザルに応募する事業者は日程(5)までに、次の書類を郵送(必着)又は持参にて事務局へ提出すること。

ア 参加申込書(様式 1)

イ 参加資格要件確認書(様式 2)

ウ 再委託承諾願(様式 3) ※再委託予定がある事業者のみ

エ 調布市暴力団排除条例の趣旨による誓約書(様式 4)

### (3) 質疑及び回答

応募する事業者は、本プロポーザルに関して質疑がある場合、日程(3)までに、電子メールにて事務局へ提出すること。電子メール送信後は担当者に電話にて連絡すること。

回答は日程(4)までに、随時調布市ホームページに掲載する。

## 8 参加資格審査

### (1) 審査対象

応募した全事業者とする。

### (2) 審査方法

提出された応募書類により，事務局が審査を行う。

### (3) 審査結果の通知等

参加資格の審査完了後，審査結果について，全ての事業者に対し参加資格審査結果通知書により，日程(6)に電子メールにて通知する。

なお，参加資格を満たさないと判断された事業者は，その理由について，日程(7)までに電子メールにより説明を求めることができる。また，回答は日程(8)までに電子メールにより行う。

## 9 企画提案書等の作成方法

### (1) 提出書類及び期限等

要領 8 参加資格審査により参加資格を満たすとされた事業者は，日程(11)までに，次の書類を郵送（必着）又は持参により，事務局へ提出すること。

各書類の部数は正本 1 部，副本 9 部とし，副本は事業者名が特定されないように配慮すること。

提出時は，書類を受領するのみとし，説明及び質問は受け付けない。

また，併せて可能な限り電子媒体でも電子メールで事務局に提出すること。送信後は担当者に電話にて連絡すること。

なお，企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は原則認めない。

様式	書類	備考
5 任意	企画提案書	表紙のみ様式 5 ・内容の様式は任意だが，下記の項目は内容を必ず盛り込むこと。 ・簡潔で解りやすい表現を心掛け，最大 50 頁までとする。 1 システム内容について ① 事業者概要 ② システム概要 ③ 提案コンセプト ④ データ移行業務について

		⑤ ハードウェア・ソフトウェア保守について ⑥ 研修・ヘルプデスク・支援等について ⑦ セキュリティへの対応について 2 プロジェクト体制について ① 人員体制 ② 構築スケジュール ③ プロジェクト管理
6	会社概要整理表	
7	業務実績調査表	
8	業務従業者一覧	
9	提案価格書	・積算内容がわかる見積書を添付すること。
10	調布市子ども発達センター利用者管理システム要件一覧	・事業者記入欄に対応状況を記入すること。

## (2) 質疑及び回答

事業者は、企画提案に関して質疑がある場合、令和5年6月26日から同月30日正午までに電子メールにて事務局へ提出すること。送信後は担当者に電話にて連絡すること。

回答は日程(10)までに、随時調布市ホームページに掲載する。

## 10 企画提案書等の審査

### (1) 審査委員会

調布市子ども発達センター利用者管理システム更新に係る事業者選定プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置し審査を行う。

### (2) 審査方法

審査委員会は、応募事業者から提出された企画提案関係書類、応募事業者が実施するプレゼンテーション及びデモンストレーションの内容について、評価を行う。

#### ア 一次審査(書類審査)

一次審査にあたっては、得点上位3者を一次審査通過事業者として選定する。提出された企画提案関係書類について評価を行い、上位3者を選定する。

#### イ 二次審査(プレゼンテーション及びデモンストレーション審査)

一次審査を通過した事業者を対象に行う。

企画提案書内容の再確認を目的としたプレゼンテーションと、提案システムの操作性及び視認性の確認を目的としたデモンストレーションを事業者が行い、審査委員会が審査する。

プレゼンテーション審査にあたっては、以下の点に留意すること。

- ①企画提案書に記載されたプロジェクトマネージャーは必ず出席すること。
- ②プレゼンテーションは、事業者として選定された場合に当市の担当となる実務担当者が行うこと。
- ③デモンストレーションでの画面遷移や処理の速度は、本番環境と同等のものとする。
- ④プレゼンテーション及びデモンストレーションに使用する資料で、審査委員に配布しておくことが望ましい場合は、正本1部と副本9部を日程(16)までに事務局に郵送(必着)または持参すること。
- ⑤プレゼンテーション及びデモンストレーションの各事業者の持ち時間は合計30分程度(質疑応答の時間は別)を予定している。
- ⑥その他二次審査に関する詳細は、一次審査を通過した事業者に別途通知する。

### (3) 審査結果通知

#### ア 一次審査(書類審査)

審査完了後、日程(13)に全ての事業者へ審査結果を電子メールにて通知する。なお、一次審査を通過した事業者に対しては、プレゼンテーション審査の日程も併せて通知する。

#### イ 二次審査(プレゼンテーション及びデモンストレーション審査)

審査完了後、全ての事業者に対しプロポーザル審査結果通知書により、日程(18)に電子メールにて通知する

### (4) その他

ア 候補者の選定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が最低基準に満たない場合は、当該事業者を候補者として選定しない。応募事業者が一者のみであった場合においても同様とする。

イ 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めることができるものとする。

ウ 複数の事業者を審査した場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。

### (5) 審査・評価の視点

#### ア データ移行業務

- イ 保守について
- ウ 研修・ヘルプデスク・支援等について
- エ セキュリティの確保
- オ 構築計画, 体制について
- カ 導入費用及びランニングコスト
- キ 導入実績
- ク 事業理解
- ケ 視認性
- コ 操作性
- サ 制度対応
- シ 今後の拡張性
- ス サポート体制
- セ プレゼンテーション総合評価

## 11 実施日程

	年 月 日	曜日	内 容
(1)	令和5年 6月8日	木	実施要領の確定
(2)	6月9日	金	公示, ホームページへの掲載 本プロポーザルに関する質問受付開始
(3)	6月15日正午	木	本プロポーザルに関する質問締切
(4)	6月20日	火	本プロポーザルに関する質問回答
(5)	6月22日正午	木	参加申込締切
(6)	6月26日	月	参加資格審査結果通知 参加資格審査結果に対する質問受付開始 企画提案書等に関する質問受付開始
(7)	6月30日正午	金	参加資格審査結果に対する質問締切
(8)	7月5日	水	参加資格審査結果に対する質問回答
(9)	6月30日正午	金	企画提案書等に関する質問締切
(10)	7月5日	水	企画提案書等に関する質問回答
(11)	7月10日正午	月	企画提案書等締切 (必要書類提出期限)
(12)	7月24日	月	一次審査
(13)	7月26日	水	一次審査結果通知 一次審査結果に対する質問受付
(14)	7月28日正午	金	一次審査結果に対する質問締切

(15)	8月2日	水	一次審査結果に対する質問回答
(16)	8月3日正午	木	プレゼンテーション及びデモンストレーション審査書類提出締切
(17)	8月7日	月	プレゼンテーション及びデモンストレーション実施(二次審査)
(18)	8月21日	月	最終選定結果通知
(19)	8月24日正午	木	最終選定結果に対する質問締切
(20)	8月31日	木	最終選定結果に対する質問回答

## 12 参加の辞退

本プロポーザルの参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、事業者名、代表者名、担当者名を明記した参加辞退届（任意様式）を事務局に電子メールで送付すること。参加辞退届は、調布市長宛とすること。

## 13 情報公開及び提供

### (1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下、「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

### (2) 情報提供の内容及び方法等

ア 本プロポーザルの募集内容、選定結果について、調布市ホームページで公表する。

イ 候補者決定後において、候補順位が2位以下の事業者名は公表しない。

ウ 候補者決定前においては、参加事業者数、参加事業者名その他参加事業者に関する情報については公表しない。

## 14 その他の留意事項

### (1) 事業者から提出された書類等の取扱い

ア 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

イ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

ウ 提出書類等は、選定等を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 必要経費

本プロポーザルに要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 失格要件

次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

ア 要領5参加資格に掲げた条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合

イ 書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 書類等に不備がある場合（必要事項が未記入等）

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 書類等に虚偽の記載があった場合

カ 見積書の金額が要領2予算に掲げる提案上限価格を超える場合

キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合

ク 談合その他の不正行為等、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

ケ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(4) 契約

ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

ウ 事業を実施するうえで、仕様の変更が余儀なくされる場合、双方の協議により定めることができるものとする。

エ 候補者の決定以後に、要領5参加資格に掲げる条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

調布市福祉健康部子ども発達センター 担当：横室，須合

〒182-0032 東京都調布市西町290-49

電話：042-486-1190

Email：ayumi@city.chofu.lg.jp

※プロポーザルの件でメールを送信する際は，必ず件名に【プロポーザル】と記載すること。